

# 令和7年第5回 市民福祉委員会会議録

令和7年12月4日  
第2委員会室

開 会： 午後1時30分

委員 長 西尾 努

副委員 長 高橋 隼人

2番委員 千賀 丈史、3番委員 太田 敦之、4番委員 猿渡 南江、5番委員 鶴飼 伸幸

委員 長 ; 定刻になりましたので、ただいまから令和7年第5回市民福祉委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る11月27日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

初めに柘植議長、ご挨拶をお願いいたします。

議 長 ; 皆さんこんにちは。昨日までのぼかぼかした陽気と打って変わって、今朝は私の家の前も白くなっております。私の用意が悪いものですから乗用車のタイヤが換えてなくて、急遽軽トラックに乗換えて来ましたが、こういったふうで陽気が変わります。皆さん体調管理には十分御注意をいただきたいなと思います。

今日は第5回の市民福祉委員会、新しい議会構成となって初めての委員会といたします。件数も多いようですので皆様、活発な議論、そして慎重審議よろしくお願いいたします。以上です。

委員 長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言及び反問につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますよう、よろしくお願いいたします。

議題に入る前に、地域医療課長から発言の申出がありましたので、それを許可いたします。

地域医療課長。

地域医療課長；市民福祉委員会の冒頭に発言の機会をいただきまして、申し訳ございません。

さきに上程をしました令和7年度12月補正予算書及び説明書におけます議第155号令和7年度恵那市病院事業会計補正予算（第2号）の予算科目の記載に誤りがございましたので、お詫びして訂正をさせていただきます。訂正の内容につきましては、さきに正誤表にてお知らせしております。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

---

委員長；それでは初めに、「議第91号 恵那市公の施設に係る使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

2番委員。

2番委員；よろしく願いいたします。

午前中の総務文教委員会で、使用料の見直しが平均1.4%ということだったんですけど、施設によって1.5%だったり1.1%だったりするのがあるんですけど、計算方法を教えていただけますか。

委員長；財務課長。

財務課長；使用料及び原価の計算方法ですが、原価計算の方法につきましては、年間の経常的な光熱水費や修繕費などの維持管理経費を施設全体の面積合計、年間利用時間及び会議室などの利用面積で割り、算出しております。そこから他市の類似施設の料金などを参考にしながら、著しく高額にならないよう配慮しながら、使用料を決定しています。そのため、低いところで1.06というところもありますが、ほぼ1.5倍で使用料が設定されております。以上です。

委員長；ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長；御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長；討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第91号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

委員長；挙手多数であります。よって「議第91号」は原案のとおり、可決すべきものと決し

ました。

---

委員長 ; 次に「議第92号 恵那市印鑑条例の一部改正について」を議題といたします。  
本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
本件に対する討論はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論ありませんので、ただいまから採決を行います。  
「議第92号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第92号」は原案のとおり、可決すべきものと決  
しました。

---

委員長 ; 次に「議第93号 恵那市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部改正について」を議題といたします。  
本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。  
3番委員。

3番委員 ; はい。お願いします。  
今回の改正では、虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務というのが  
改正案だということで説明を受けたと思いますけど、これまでこの学童保育から虐  
待通告を受けた件数はあるのか。また、この改正によって今後、学童との連携をど  
のように図るのかというのを教えてください。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; はい。お願いします。  
これまでも努力義務でしたが、その都度、情報提供をいただいております。件数  
としては非常に少ないですけど、記憶する限りでは過去5年で1件ほどでした。そ  
の場合は、子育て支援課で必要な支援につなげていったという現状です。  
また、毎月、学童保育の運営責任者が参加する会議を開催しておりまして、改めて  
今回の改正を周知しながら、当該案件の早期発見に努めてまいります。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第93号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第93号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 「議第107号 指定管理者の指定について(山岡健康増進センター)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

4番委員。

4番委員 ; はい。お願いします。

この間、指定管理者の変更があったと思うんですが、どういう過程で変更になったか、その選考基準をお願いいたします。過程と選考基準の2点お願いします。

委員長 ; 健幸推進課長。

健幸推進課長 ; 山岡健康増進センターは、平成20年度より4期18年、NPO法人まちづくり山岡が指定管理を行ってきました。今年6月に現指定管理者から社会情勢の急激な変化、多様化する住民ニーズの変化等に対応することが困難になりつつあり、管理運営が厳しく人材確保が難しいことから、期間満了後の指定管理を継続しないとの申出があったことにより、公募を実施いたしました。

選定基準については、恵那市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づく基準により、サービス向上や収支など11個の審査項目を設定し、専門知識を有する税理士など5名の委員からなる選定委員会にて審査を行い、応募のあった2者のうち、評価の高かったアクトス・三幸共同事業体を指定管理者候補として選定いたしました。以上です。

委員長 ; ほかよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論ありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第107号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第107号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 「議第108号 指定管理者の指定について（恵那市大井児童センターほか1施設）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第108号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第108号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 「議第109号 指定管理者の指定について（恵那市子ども発達センター・にじの家ほか1施設）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第109号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第109号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 「議第110号 指定管理者の指定について（恵那市障害福祉サービス事業所明智  
ひとつばたご）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論ありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第110号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

**（賛成者挙手）**

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第110号」は原案のとおり、可決すべきものと  
決しました。

---

委員長 ; 「議第111号 指定管理者の指定について（恵那市福祉センターほか3施設）」を  
議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第111号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

**（賛成者挙手）**

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第111号」は原案のとおり、可決すべきものと  
決しました。

---

委員長 ; 「議第112号 指定管理者の指定について（山岡ショートステイほのぼの荘）」を  
議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第112号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第112号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 「議第113号 指定管理者の指定について(デイサービスセンター恵愛)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第113号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第113号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 「議第114号 指定管理者の指定について(デイサービスセンター明日香苑)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第114号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第114号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 「議第 1 1 5 号 指定管理者の指定について (岩村デイサービスセンター)」を議題  
といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 1 5 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 1 5 号」は原案のとおり、可決すべきものと  
決しました。

---

委員長 ; 「議第 1 1 6 号 指定管理者の指定について (山岡デイサービスセンターゆとり)」  
を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 1 1 6 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 1 1 6 号」は原案のとおり、可決すべきものと  
決しました。

---

委員長 ; 「議第 1 1 7 号 指定管理者の指定について (明智デイサービスセンター)」を議題  
といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第117号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第117号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 「議第118号 指定管理者の指定について(串原デイサービスセンター)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第118号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第118号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 「議第119号 指定管理者の指定について(デイサービスセンター福寿苑ほか1施設)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第119号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第119号」は原案のとおり、可決すべきものと

決しました。

---

委員長 ; 「議第120号 指定管理者の指定について（特別養護老人ホーム明日香苑）」を題  
といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第120号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

**（賛成者挙手）**

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第120号」は原案のとおり、可決すべきものと  
決しました。

---

委員長 ; 「議第121号 指定管理者の指定について（ケアハウス明日香苑）」を議題といた  
します。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第121号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

**（賛成者挙手）**

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第121号」は原案のとおり、可決すべきものと  
決しました。

---

委員長 ; 「議第122号 指定管理者の指定について（恵那市寿限無の里）」を議題といたし  
ます。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第122号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第122号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 「議第123号 指定管理者の指定について(養護老人ホーム恵光園)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第123号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第123号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に「議第124号 指定管理者の指定について(岩邑いきがい会館)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第124号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第124号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 「議第150号 令和7年度恵那市一般会計補正予算(第6号)(歳入歳出予算所管部分)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

4番委員。

4番委員 ; はい。予算資料の4ページ、緊急対応を要する事業の(1)ファミリー・サポート・センター事業費、3款2項2目子育て支援課のファミリー・サポート・センター相互援助活動補助金が予算を上回る見込みとなったため、補助金を増額するものがありますが、本当にファミサポは多くの方に喜ばれている事業で、本当にありがたいと思ってるのですが、この理由は、人数が増えたのか、経費が増えたのか、お聞きしたいと思います。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; はい。お願いします。

増額となった理由につきましては、当初予算の算定時には、利用が年間360時間と見込んでおりましたが、実績に基づきまして952時間に増加したため増額するものです。

主な理由としましては、働きに出る保護者が増えたことにより、長時間預かりを利用する家庭が増えたということが理由かと思われます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

1番委員。

1番委員 ; お願いします。

予算資料の17ページ、3款1項3目の高齢者福祉施設管理経費の居室排煙窓の修繕ですけれど、こちらは何部屋あって、居室の部屋のみなのか、その辺りをちょっとお聞きしたいです。

委員長 ; 高齢福祉課技術指導官。

高齢福祉課技術指導官 ; お願いします。

特別養護老人ホーム明日香苑の修繕についてですが、建築基準法に基づく3年に1度の点検を実施したところ、各居室等に設置している排煙窓を開閉する装置に、今回の検査で経年劣化等による不具合を指摘されたため、修繕を行うものです。今回修繕が必要になったところですが、施設玄関部分にあたる装置と、2階の廊下部分にある装置と、あと2階と3階の居室の、全部で65か所にある装置、合計67か所の修繕を

行います。以上です。

委員長 ; ほかによろしいですか。

2番委員。

2番委員 ; はい。よろしくお願いします。

予算資料の6ページの13番ですが、保健推進事業費の中で明治安田生命さんから寄附をいただいていますけど、寄附金により健康指導で使用する備品を購入するものということで、何を購入するか、数量、どこで使用するのか教えてください。

委員長 ; 健幸推進課長。

健幸推進課長 ; はい。明治安田生命相互保険会社様からは、健康増進などのため、令和4年度から毎年寄附を頂いており、これまでの寄附により、本庁舎の休憩スペースなどに設置してある全自動血圧計などを購入してきております。

今回も、来庁者など広く市民に活用いただけるよう、公共施設に設置する全自動血圧計1台、それから乳幼児健診を安心して利用いただけるよう、保健センターで使用する赤ちゃん用の体重計2台、保護者との問診に使用する座卓4卓を購入する予定としています。以上です。

委員長 ; ほかによろしいですか。

3番委員。

3番委員 ; 予算資料の5ページの自立支援給付費ですけど、今回も大きな額の補正が上がっておりますが、増額の根拠となる自立支援給付費の対象者の状況とか利用状況などを教えてください。

委員長 ; 社会福祉課長。

社会福祉課長 ; よろしく申し上げます。

対象者の方の過去3年間の10月時点でございますが、状況のほうをお知らせさせていただきます。令和5年10月では696人、令和6年10月では588人、令和7年10月では706人となっております。

利用状況となります給付件数でございますが、令和5年10月では588件、令和6年10月では588件、令和7年10月では600件というふうになっております。以上でございます。

委員長 ; ほかによろしいですか。

4番委員。

4番委員 ; 予算資料の5ページ、(7)放課後児童対策事業費、子育て支援課のところですけど、これは制度改正に伴い放課後児童クラブの運営委託料を増額するもの、また、

大井第四学童保育所の開所に向け、施設を整備するものとありますが、これ3つ一緒に聞きしてもよろしいでしょうか。

委員長 ; いいですよ。

4番委員 ; それでは、この間、学童の人数が増えたと思いますけれど、この2、3年の人数の状況をひとつお知らせいただきたいというのと、指導員の確保ができているかという点、それと、どこにできるのか、この3点をお願いいたします。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; はい。お願いします。

大井学童保育所につきましては、利用人数の推移は令和5年度は102名、令和6年度は123名、令和7年度は126名の児童が利用しております。

うち、第三学童につきましては、令和5年度は44名、令和6年度は55名、令和7年度は59名となっております。非常にニーズが多くなっておりますので、お子さんの安全性を考えまして、来年度に向けてパーテーションで仕切ることによりまして、大井第三、第四学童クラブとして開設する予定です。

いずれも大井小学校の中に開設しております。空き教室2室と多目的室1室を利用している状況です。

あと指導員につきましては、現在12名の指導員が活動しておりますが、来年度には14名に増える予定ですので、十分な人数を確保している状況です。以上です。

委員長 ; ほかによろしいですか。

3番委員。

3番委員 ; 予算資料5ページの住民基本台帳ネットワークシステム経費ですが、今回この中長期在留者のための端末を購入する補正ですが、現在の在留管理制度の対象となる中長期在留者の数というのは分かるのでしょうか。

委員長 ; 市民課長。

市民課長 ; 中長期在留者数は90日以内の短期滞在や特別永住者を除く外国人で、令和7年11月末現在、恵那市の中長期在留者は1,334人です。

主な国籍はベトナム、インドネシア、中国、フィリピンなどで、理由としては、技能実習や就労を目的とした方が多く占めております。以上です。

委員長 ; はい、1番委員。

1番委員 ; すいません。予算資料の18ページ、3款3項2目の支援給付費なんですけど、中国残留邦人への医療支援給付費の増額というところがありますけれど、こちら今、恵那市内のほうで何名いて今回の対象者が何名いるかをちょっとお聞きしたいで

す。

委員長 ; 社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。よろしくお願いいたします。

御質問ございました対象者でございますが、恵那市におきましては、対象世帯1世帯の1名となっております。こちらは令和7年12月1日現在でございます。以上です。

委員長 ; はい、3番委員。

3番委員 ; 予算資料の5ページの障がい児通所支援給付費ですが、大きな金額の補正となっておりますが、この理由は、通所者が増えたのか利用料が増えたのか、教えてください。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; はい。お願いします。

放課後等デイサービスの利用者が当初見込みで3,895名でしたが、実績に基づきまして3,973名に増える予定ですので、それが1つの理由。

もう1つは、利用者1人当たりの月額給付費が、当初43,520円だったものが、実績では54,573円に増額する、2つの理由になります。以上です。

委員長 ; はい、ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第150号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第150号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に「議第151号 令和7年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第151号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第151号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に「議第152号 令和7年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論ありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第152号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第152号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 次に「議第155号 令和7年度恵那市病院事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第155号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第155号」は原案のとおり、可決すべきものと

決しました。

---

委員長 ; 次に「議第156号 令和7年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第156号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第156号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

---

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和7年第5回市民福祉委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時04分閉会

---

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 市民福祉委員長 西尾 努